

総管管第60号

令和7年6月5日

各府省担当課長 殿

総務省行政管理局管理官（独立行政法人制度総括）

（公印省略）

独立行政法人が寄附により株式、新株予約権及び債券を取得した場合の
取扱いについて（通知）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条は、独立行政法人の業務上の余裕金の運用対象を安全資産に限る趣旨を定めた規定であると解されています。本条との関係で、独立行政法人が寄附により株式、新株予約権及び債券（以下「株式等」という。）を取得した場合の取扱いについて、下記のとおり通知いたします。

記

1. 寄附による株式等の取得及び取得後の保有は、独立行政法人の業務上の余裕金の運用には当たらないと考えられることから、独立行政法人通則法第47条との関係で支障はなく、可能であると考えられます。

2. 独立行政法人が寄附により株式等を取得した場合は、公正性・透明性を確保する観点から、

- ・保有に係る管理体制の確保
- ・保有状況の情報開示
- ・いわゆる自益権及び共益権の行使に係る留意事項への対応
- ・新株予約権の取扱いに係る留意事項への対応

等が必要になると考えられますので、貴管下の独立行政法人について遺漏なく対応いただくようお願いいたします。

3. 御参考として、上記2. の必要な対応について取りまとめられた文部科学省局長通知を添付いたします。

○研究開発法人が寄附により株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）

（平成 30 年 3 月 19 日 29 文科科第 632 号）

（独立行政法人国立科学博物館長・独立行政法人日本学術振興会理事長・各文部科学省関係国立研究開発法人の長あて、文部科学省科学技術・学術政策局長・生涯学習政策局長・研究振興局長・研究開発局長通知）

（「研究開発法人が寄附により株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いに係る通知における法令名等の読み替えについて」（平成 31 年 3 月 26 日 30 科企評第 14 号）により通知された読み替えを反映したもの）

研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 2 条第 9 項に規定する研究開発法人をいう。以下同じ。）については、文部科学省オープンイノベーション共創会議における議論の結果を踏まえて平成 29 年 7 月 11 日に取りまとめた「オープンイノベーションの本格的駆動に向けて」において、「財務基盤強化の観点から、寄附による株式取得が可能であることの明確化」の必要性が示されました。

研究開発法人がその業務を行うために多種多様な資金を獲得する上で、寄附は重要な要素であり、現金、土地、建物、物品等の他、株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の寄附の申し出が想定されます。研究開発法人が財務基盤の強化を図り、自らの強み・特色を最大限生かして優れた成果を生み出すためには、各法人において寄附の受入れ拡大を一層促進することが重要であることから、寄附による株式等の取得に係る取扱いについて明確化する必要があります。

このため、別添のとおり、研究開発法人が寄附により株式等を取得する場合の取扱いについて取りまとめましたので、その取扱いにつき遺漏の無いようお願いいたします。

別添

研究開発法人が寄附として株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて

1. 研究開発法人が寄附により株式等を取得する場合の取扱い

研究開発法人が寄附により株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）を取得することについては、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「法」という。）及び各法人個別法において特段の制限が設けられておらず、また、寄附により株式等を受け入れられないことは法人として得べかりし利益の放棄につながることから、寄附目的が研究開発法人の業務に資するものであり、寄附条件が研究開発法人の業務を不当に拘束することがない場合には、寄附者の意向を尊重して株式等を受け入れることは可能と解される。

2. 株式等取得後の取扱いについて

寄附により株式等を取得した場合、その取得後において以下の点に留意する必要がある。

(1) 株式等の保有について

- ①寄附により取得した株式等を保有し続けることは、法第 47 条における業務上の余裕金の運用制限の対象とはならず、可能であると解される。ただし、当該株式等の価格が下落する可能性があることも十分留意した上で、研究開発法人においてその保有を判断すること。
- ②株式等を保有し続ける際には、研究開発法人の業務の公共性・公益性にかんがみ、法人内の規則等一定のルールに基づいた責任体制の下で、適切に管理する必要がある。特に、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 166 条におけるインサイダー取引規制に違反しないよう、留意すること。
- ③各事業年度末における株式等の保有状況については、財務諸表の附属明細書において情報開示することとされているところ、株式等を相当期間に亘って保有している場合には、当該企業等との間に相当の関係があるものと見なされかねないことに留意した上で、その保有の正当な理由について説明責任を担保するなど透明性及び公正性の確保が必要である。

(2) 株式の取扱いにおいて特に留意すべき事項について

- ①配当の形で利益の分配を受ける権利（利益配当請求権）及び経営破たんなど会社が解散しなければならなくなった場合に、清算後の残余財産を受ける権利（残余財産分配請求権）などのいわゆる自益権を行使することについては、特段の制約はない。ただし、研究開発法人の業務は公共性・公益性があるものであることにかんがみると、当該株式の保有により得た配当金等を原資として実施する行為は、当該研究開発法人の法人個別法に規定する業務の遂行の範囲内である必要がある。
- ②議決権の行使など株主として株式発行元の会社の経営に参加する権利（経営参加権）などのいわゆる共益権を行使することについては、研究開発法人の業務の範囲を超えるものであり、原則認められない。
※ 当該企業等の経営再建方法等について株主としての意思表示をしなければ当該企業等の存続に重大な悪影響を及ぼすような場合には、経営参加権を行使せざるを得ないことも想定され、このような例外的かつ緊急避難的な場合に限り必要最小限の範囲で経営参加権を行使することについてはやむを得ないものと考えられる。

(3) 新株予約権の取扱いにおいて特に留意すべき事項について

- ①寄附により取得した新株予約権を権利行使する過程において、当該新株予約権の権利行使に係る所要額を支出して株式を取得することは、独立行政法人通則法第 47 条における余裕金の運用制限の対象とはならず、また、法人個別法の業務として規定する出資に相当するものでもないと解されることから、法人個別法に出資業務の規定が設けられているか否かに関わらず、可能である。ただし、権利行使における所要額の支

出について、法人の中期計画又は中長期計画に適切に位置付けておく必要がある。

- ②寄附により取得した新株予約権の行使による株式取得時の会計処理については、独立行政法人会計基準に特段の規定がないため、主務省令に従い公正妥当な企業会計の基準に準拠するとともに、会計監査人と事前に協議した上で適切に処理する必要がある。
- ③寄附により取得した新株予約権の権利行使により取得した株式の取扱いについては、(2)における株式の取扱いと同様とする。

以上